

災害復興支援状況報告

災害復興支援委員会 副委員長 浜田 真樹

新年度に入ってからも、当委員会では、震災によ り被害を受けられた方への支援を引き続き行ってい ます。

昨年度終盤から現在にかけて、特に原発被害に関 して大きな動きがいくつかありました。たとえば、 ①原発 ADR 第1号事案の和解成立(2月)、②原子 力損害賠償紛争解決センターによる「総括基準」の 発表(2月~4月)、③東電による「自主的避難者」 への賠償手続開始(3月)、④原子力損害賠償紛争審 査会による中間指針第二次追補の発表(3月)、など です。また、今後、避難指示区域も見直される予定 であり、正確な情報を踏まえた適切な支援が必要で す。引き続き、会員の皆様のご支援・ご協力をお願 いいたします。

以下では、大阪弁護士会災害復興支援委員会の本 年4月から5月初めにおける活動を報告します。

避難者からの聞き取り調査について

すでにお伝えしているとおり、大阪に避難されて いる方を対象に、聞き取り調査を行っています。現 在までに50件以上の調査が完了しています。

今後、調査を引き続き行うとともに、調査した内 容を集計・分析し、避難者のニーズを把握して、今 後の活動に生かしたいと考えています。

弁護十会館での 無料震災電話·面談相談

本年4月における電話相談は16件、面談相談は4 件ありました。これらを併せ、開始以来現在に至る までの震災相談合計件数は、電話相談が404件、面 談相談が43件となりました(4月号における報告の 後、相談件数の再集計を行った結果、数値に若干の ずれが生じています)。

冒頭に記載したような全国的な動きのほか、関西

弁護団による原発 ADR 申立てがなされるなど大阪 における状況の変化もあり、相談窓口が毎日開いて いることの重要性は、今も変わるところはありませ ん。今後も、状況を見ながら、相談体制を継続して いきたいと考えています。

説明会・相談会等の開催

4月21日(土)に、クレオ大阪中央にて、「新・ 原発賠償説明会&なんでも相談会 | を開催し、11組 の避難者の方々の参加を得ました。

冒頭記載のような全国的な情勢変化を受けて、新 たな説明を加えるなど、時宜に適った説明を提供し ました。避難者の方々の相談内容はほぼすべてが原 発賠償関連で、原発 ADR をはじめとして、具体的な 請求についての相談が多く見受けられました。

大阪府下避難者支援団体等 連絡協議会結成について

4月号でもお伝えした連絡協議会の結成につき、 常議員会の承認を得て、標記協議会を立ち上げると とになりました。弁護士会のほか、大阪府社会福祉 協議会をはじめとする各種支援団体等が結集して、 5月12日(土)に立上げ総会を実施しました。

今後はこの連絡協議会における情報交換等を通じ て、より適切な支援・協力体制を構築し、必要な支 援を行っていきたいと考えています。

大阪弁護士会ニュースの発行

3月発行の第10号に続き、5月上旬に第11号を 発行しました。上記のとおり、特に原発被害につい て様々な情勢が変化しつつあるところであり、重要 な情報をコンパクトに集約したものを鋭意編集中で す。これまで同様、大阪弁護士会のホームページに 掲載しますので、みなさまもぜひご一読ください。